

校正等の取りやめについて ビッカース硬さ

1. 背景

現在、特定標準器「ビッカース硬さ標準機」による校正では、「ビッカース硬さ基準機」、「ビッカース硬さ標準片」を特定二次標準器としている。ビッカース硬さでは、平成12年に産総研が校正を開始した当初は、「ビッカース硬さ基準機」を特定二次標準器としてビッカース硬さ試験機の校正事業を行うことを希望する企業が存在した。

その後、硬さ分野（ロックウエル硬さ、ビッカース硬さ）での JCSS 校正サービスの普及とともに、特定二次標準器として「ロックウエル硬さ標準片」と「ビッカース硬さ標準片」が平成17年に追加され、「硬さ標準片」を特定二次標準器として所有し JCSS 硬さ標準片を校正する事業者と、その JCSS 硬さ標準片を用いて硬さ試験機の校正を行う事業者の階層構造のスキームが作られた。そのため、校正事業者は「硬さ標準片」を産総研あるいは JCSS 事業者による校正を受け、校正事業を実施するようになっている。

これまで、特定二次標準器の校正実績は「ビッカース硬さ標準片」のみであり、「ビッカース硬さ基準機」について校正実績はない。また、今後も硬さ基準機を特定二次標準器として校正事業を行う事業者が現れる見込みもない。

そこで、「ビッカース硬さ基準機」を特定二次標準器の対象から外し、その校正サービスを取りやめることとしたい。

2. 取りやめの影響

図1に示すトレーサビリティ体系では、現在、2つの特定二次標準器があるが、現実には「ビッカース硬さ標準片」を標準とする体系で運用されている。「ビッカース硬さ試験機」を校正する場合、JCSS校正あるいは特定標準器により校正された「ビッカース標準片」を用いて校正が可能であるが、それら標準片の校正の不確かさは十分小さいため、特定二次標準器の「ビッカース硬さ基準機」を経由する場合と比べ、試験機の校正の不確かさが大きくなることはない。そのため、今回の取りやめによる影響はない。

3. 特定標準器

(1) 特定標準器

ビッカース硬さ標準機（変更なし）

(2) 特定標準器の概要

ビッカース硬さ標準機は、くぼみ対角線長さ測定系、負荷機構系及び標準圧子から構成される。

4. 計量法第 135 条第 1 項に基づく校正実施機関

国立研究開発法人産業技術総合研究所（変更なし）

5. 特定二次標準器

(1) ビッカース硬さ標準片であって、校正範囲が 200 HV 以上 900 HV 以下のもの

(2) 特定標準器による校正等の期間（校正等の周期）

5 年（変更なし）

6. トレーサビリティの体系図

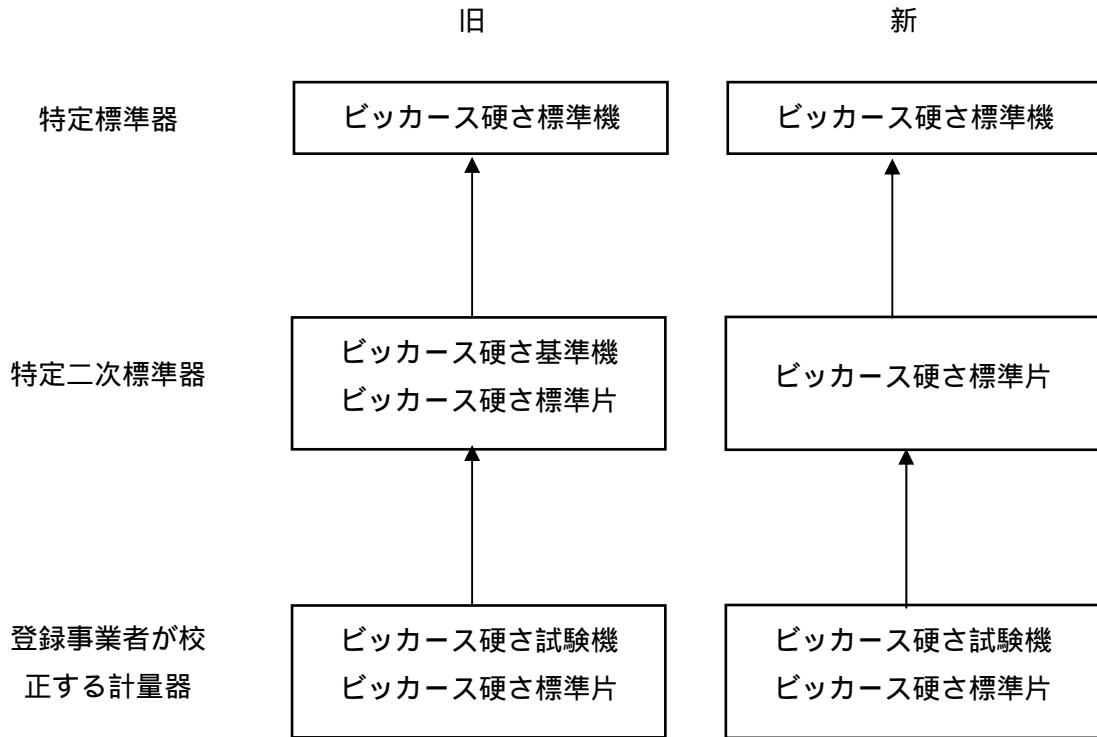


図1 . ビッカース硬さトレーサビリティ体系